

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合医療的ケア対策推進委員会規程

平成24年4月20日  
組合規程第 45号

(目的)

第1条 柵原吉井特別養護老人ホーム組合における看護職員と介護職員の連携による医行為の円滑な実施を図るため、柵原吉井特別養護老人ホーム組合医療的ケア対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を調査・検討する。

- (1) 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア実施に係る体制に関すること。
- (2) 介護職員が医療的ケアを実施する場合の検討及び手続きに関すること。
- (3) 介護職員の医療的ケアに係る事故及びヒヤリハット事例等の分析に関すること。
- (4) 介護職員が医療的ケアを実施するための教育・指導方法の検討に関すること。
- (5) 介護職員が行う医療的ケアの手順の検討と見直しに関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は施設長、副委員長は事務長とし、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 3 委員は、嘱託医師、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、介護職員、栄養士等の内から委員長が指名する職員等をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は2ヶ月に1回開くものとする。ただし、必要に応じ臨時委員会を開くことができる。
- 3 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、その事案に関係ある職員等の出席、説明及び資料の提出を求め、意見を聴取することができる。

(その他)

第5条 委員会の庶務は、事務所で処理する。

附 則

この規程は、平成24年月3月1日から適用する。